

広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)
手術映像記録管理システム
技 術 仕 様 書

地方独立行政法人広島市立病院機構
(広島市立安佐市民病院)

1. 調達物品の背景及び目的

近年、手術室・内視鏡室及び透視室における医療安全管理の一環として、医療映像、手術室内映像を録画し、保存することが求められるようになってきている。特に、手術室内での医療に関して情報開示を求められることも、今後多くなると予想される。

本システムの導入により、管理された映像を医療安全映像や教育・研究用途として様々な目的で二次利用することが可能になり、目的にあわせて編集・外部出力も可能となる。

麻酔科医や看護師・臨床工学技士といったスタッフが必要箇所では情報共有とチーム医療の推進を目的にライブ配信視聴を可能とし、安全かつ開かれた医療の提供を目指すものである。

また、手術室内には様々な映像機器が持ち込まれ、術野カメラ や 術場カメラ をはじめとし、電子カルテや PACS、放射線画像情報などのコンピューター、内視鏡、顕微鏡、Cアームなどのモダリティ、生体情報(バイタル)モニターやエコー映像など、あらゆる映像情報をアームモニターや壁面の大画面モニターへ集約表示する必要があり、これらの映像コントロールを映像スイッチャーにて行うが、本来スイッチャーの操作はスイッチャー本体のボタンを操作する形となり、現在の映像の状態が不明瞭で操作が煩雑化し、スタッフの業務過多や手術室の運用が停止するという事態を引き起こす恐れがある。

本システムを導入する事により、スイッチャーコントロールをタッチパネルディスプレイで簡単にシンプルな操作が可能になり、インストラクションの手間を省き、術中の操作ミスを防ぐことが可能となる。

ただ近年、映像システムの革新がめざましく、フルハイビジョンの時代から 4K の時代へと変遷しつつある。実際に内視鏡装置などに関しては 3D 映像や 4K に対応した装置も各メーカーから発売され、既にあらゆる病院に導入されており、運用されている現状である。よって今後 3D 映像 4K 映像への対応が必要になる可能性も否定出来ない。今回の調達で 3D/4K のモニターや録画機の導入は予定していないが、機器の入替などを行えば対応出来るなど導入するシステムに関しては拡張性をもった柔軟なシステムを導入する。

本調達物品は、以上の要件を満たす手術映像記録配信システムであり、高機能でフレキシブルに対応出来るシステムとして位置づけ出来る製品であり、手術室の機能一層向上させるためのものである。

2. 調達物品名及び構成内容

手術映像記録管理システム	一式
構成内訳	
1. 手術映像記録管理システム サーバハードウェア・機能	
1-1 基本機能	
1-2 手術室用録画エンコーダ(1ch 録画タイプ) (標準構成は機能要件記載)	6式
1-3 手術室用録画エンコーダ(2ch 録画タイプ) (標準構成は機能要件記載)	6式
1-4 3 軸雲台付 4K 対応術野カメラ (標準構成は機能要件記載)	2台
1-5 監視カメラ(ビデオ出力付き) (標準構成は機能要件記載)	11台
1-6 マトリックススイッチャー (標準構成は機能要件記載)	11台
1-7 移動式 AV ラック (標準構成は機能要件記載)	11台
1-8 全景映像記録レコーダー (標準構成は機能要件記載)	2台
1-9 手術映像対応医療グレード 26 型 2D モニタ (標準構成は機能要件記載)	5面
1-10 汎用 31.5 型モニタ (標準構成は機能要件記載)	3面
1-11 手術映像対応医療グレード 31.5 型 2D モニタ (標準構成は機能要件記載)	3面
1-12 手術室内大型壁面モニタ (標準構成は機能要件記載)	11面
1-13 映像入力端子パネル (標準構成は機能要件記載)	一式
1-14 生体モニタ映像用入力端子パネル (標準構成は機能要件記載)	一式
1-15 映像編集取出端末(手術室) (標準構成は機能要件記載)	6式
1-16 状況表示マルチ視聴端末(手術室、ICU 含む) (標準構成は機能要件記載)	5式
1-17 状況表示マルチ視聴端末用大型モニタ(手術室、ICU 含む) (標準構成は機能要件記載)	5式

上記の他、搬入・据付・配線・既存システムとの接続（接続に要する経費を含む。）調整等を含む。

3. 技術的要件の概要

- (1) 本調達物件に係る性能、機能および技術等（以下、「性能等」という。）の要求要件（以下、「技術的要件」という。）は、別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、本院の必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札機器の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市病院事業局技術仕様委員会において、入札機器に係わる技術仕様書その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (5) 入札機器の構成においては、全て新品であること。引き上げ品等使用している場合は入札決定の対象から除外する。

4. その他

(1) 仕様に関する留意事項

- ① 入札機器のうち医療用具に関しては、入札時点で薬事法に定められている製造の承認を得ている物品であること。
- ② 医療用具以外に関しては、入札時点で製品化されていることを原則とする。
但し、入札時に製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨を説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料および確約書等を提出すること。

(2) 提案に関する留意事項

- ① 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的に、かつ分かり易く、記載すること。
従って、本仕様書の技術的要件に対して、単に「はい、できます。」「はい、提案します。」といった回答の提案書のため、評価が不可能である場合は提案書としてみなさず不合格とする。
- ② 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合がある。